



平成30年4月1日、
邑楽町は町制施行 50周年を迎えました
記念映像配信中
<https://youtu.be/mbjh8pZAN54>



医療
平成28年4月に拡大した福祉医療支給対象
高校生世代の入院費も無料

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。

▼対象 中学校卒業後最初の4月1日～18歳に到達した最初の3月31日まで※婚姻している人、婚姻したことがある人は対象外。

▼支給対象の診療 平成28年4月1日以降に入院でかかった医療費と食事代、他の制度から医療費が支給された部分は対象外。

▼受給方法 医療費を一時立て替え払
いし、福祉医療費給付申請書と領収書、同意書を住民課へ提出する

※福祉医療費受給資格者証(ピンク色のカード)は交付しません。

▼必要書類など 保険証、印鑑、通帳、領収書、戸籍謄本(受診時に男性では18歳、女性では16歳以上で、邑楽町に本籍のない人)

▼申請・問合先 役場住民課 47-15020

105回で富士山の高さ!!


シンボルタワーでは健康ウォーキングポイントカードを販売しています。

▶利用回数上限 105回
※展望室に105回のぼると、富士山の高さ(3,776m)を超えます。

▶利用可能日
4～9月 午前10時～午後6時
10～3月 午前10時～午後4時
※月・火曜日、年末年始は休館。

▶スタンプカード料金 2,000円
※未就学児は無料。

▶問合先
シンボルタワー 88-8686
役場商工振興課 47-5026

達成
渡辺さんが3,776m達成第1号

町では、母子・父子家庭や父母のいない児童生徒に対して、入学・進学の支度金を支給します。

▼対象 離婚・死別などで母子・父子家庭になつた児童・父母のいない児童生徒

▼支給額 高等学校進学(平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ)2万円
※高校に進学しない場合も支給対象。

▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて申し込む
※申請書は役場子ども支援課にあります。

▼申請・問合先 役場子ども支援課 47-5044

2月1日、シンボルタワーの階段を利用した健康ウォーキング事業で、渡辺宮子さん(大泉町)が富士山の標高3,776mに相当する105回踏破を達成しました。スタッフの声掛けとスタンプが貯まっていくのが励みになり、達成できました」と話してくれました。

この事業では、地上36mの展望室まで階段を使う105回分のスタンプカードを販売。現在は、36人が登山に挑戦しています。



「タワーは雨風に左右されず、ウォーキングには最適。展望室では360度が見渡せて、山の風景などを楽しめます」と話す渡辺さん。現在は、富士山の下山を目指し、2枚目に挑戦中

助成
あなたの思いやりが患者さんのいのちを救う
骨髓移植ドナー助成金の交付

町では、骨髓移植ドナー登録者の増加や骨髓などの移植を推進するため、骨髓・末梢血幹細胞の提供をした人に助成金を交付しています。

▼助成対象者【公財】日本骨髓バンク(以下、バンク)で骨髓などを提供した人で次の全てに該当する人

①骨髓などの提供日に町内に住所を有している ②勤務先にドナー休暇制度がない ③他の自治体などから助成金などの交付を受けていない ④町税の滞納がない

※最終同意後に提供が中止になった人も含む。

▼受給方法 医療費を一時立て替え払
いし、福祉医療費給付申請書と領収書、同意書を住民課へ提出する

※福祉医療費受給資格者証(ピンク色のカード)は交付しません。

▼必要書類など 保険証、印鑑、通帳、領収書、戸籍謄本(受診時に男性では18歳、女性では16歳以上で、邑楽町に本籍のない人)

▼申請・問合先 役場住民課 47-15023

料金は無料。平成31年度の利用登録
児童館を利用する小学生の受付

▼利用時間
一般児童 放課後～午後5時(放課後自由に児童館を利用できます)
留守宅児童 放課後～午後6時30分
※保護者が働いていて、下校しても自宅に保護者のいない児童が対象。申し込みに就労証明書などが必要。家族の人が迎えに来ることが条件。

▼登録方法 児童館にある所定の申込書に必要事項を書いて申し込む

| 児童館名 | 電話番号 |
|-------------|---------|
| 南児童館(長柄小北) | 88-2258 |
| 北児童館(高島小東) | 88-3715 |
| 中央児童館(中野小北) | 88-6135 |
| 東児童館(中野東小北) | 88-1360 |

全ての児童館で専任職員が児童を指導し、遊び場所や生活の場を提供します

子ども
料金は無料。平成31年度の利用登録

子ども
母子・父子家庭や父母のいない児童生徒が対象
入学や進学の支度金を支給

町では、母子・父子家庭や父母のいない児童生徒に対して、入学・進学の支度金を支給します。

▼対象 離婚・死別などで母子・父子家庭になつた児童・父母のいない児童生徒

▼支給額 小学校入学(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)1万円
中学校入学(平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ)1万5,000円

高等学校進学(平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ)2万円
※高校に進学しない場合も支給対象。
▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて申し込む
※申請書は役場子ども支援課にあります。

▼申請・問合先 役場子ども支援課 47-15041

お子さんが病気などで集団保育ができないときにお預かりします。

▼利用資格 町内に住所を有し保育園や幼稚園などに通園している児童保護者の就労などの理由により家庭保育が困難な状況にある小学3年生までの児童で、次のいずれかに該当する人。
①当面症状の急変は認められないが、病気回復期にないため集団保育が困難②病気回復期にあるが集団保育が困難※病状によっては利用できない場合があります。

▼実施施設 こやなぎ小児科病児保育室(館林市富士原町)

▼定員 1日6人
▼保育日・時間 月～金曜日(午前8時～午後5時30分)
※祝日・年末年始・小児科休診日を除く。
▼保育料 日額2,000円
※町民税非課税世帯は1,000円、生活保護世帯は無料。

町では、進学の意欲はあっても経済的理由で就学困難な人のために、奨学金(大学などの就学に必要な授業料、その他学費・費用)の貸付をします。

▼資格要件(次の全てに該当する人)
①町内に引き続き1年以上居住し、町税を完納している世帯の子ども ②学力が優良 ③大学等への入学を許可された、または在学中 ④生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる ⑤連帯保証人を1人得られる

▼貸付額 月額5万円以内(無利子)
▼貸付期間 就学先の正規の修業期間を終了する月まで
▼申請方法 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課に直接申請する
申請者に通知する
▼支給決定 審査をした上で、結果を予算の範囲内で奨学金総額を決定。
※審査の結果、貸付決定をされた人は、在学証明書を添えて町教育委員会学校教育課に誓約書の提出が必要。

子ども
病児・病後児保育 每年申請が必要です

子ども
奨学金貸付制度 学びを応援する奨学金

町では、進学の意欲はあっても経済的理由で就学困難な人のために、奨学金(大学などの就学に必要な授業料、その他学費・費用)の貸付をします。